

# 神戸駅周辺地区浸水対策事業

## 維持管理業務委託契約付加条項

神戸市（以下「甲」という。）と維持管理事業者（以下「乙」という。）とは、委託契約約款、本維持管理業務契約付加条項に基づき契約書を作成し、業務委託契約書（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

## I 委託契約書頭書記載事項

（委託期間）

委託業務の履行に係る期間（委託期間）は、雨水ポンプ場の供用開始から令和28年3月31日までとする。

## II 委託契約約款に付加する条項

（用語）

第1条 本契約において用いる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「要求水準書」とは、本件入札において甲が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。
- (2) 「技術提案書」とは、本件入札に際し乙が甲に提出した技術提案書一式をいう。
- (3) 「要求水準書等」とは、「要求水準書」及び「技術提案書」をいう。
- (4) 「業務計画書等」とは、「事業計画書」、「業務履行年間計画書」、「運転・保守業務実施計画書」、及び、甲が指示し乙が作成した計画書をいう。
- (5) 「対象施設」とは、要求水準書に定める維持管理の対象施設をいう。
- (6) 「不可抗力」とは、本契約締結後に生じた暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、その他自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、「要求水準書」において基準が定められている場合は当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。

（仕様書）

第2条 委託契約約款第1条第1項及び第15条第1項において、「別紙仕様書」とあるのは「別紙要求水準書」と、委託契約約款第9条第1項、第18条第6項、第19条第1項、第21条第3項において、「仕様書」とあるのは「要求水準書」と読み替える。

（契約の保証）

第3条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証
- (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 甲は、委託契約の給付が検査に合格したのちに、第1項第1号の契約保証金を乙に返還するものとする。

（業務履行場所）

第4条 業務履行場所は、要求水準書に定める維持管理の対象施設とする。

（リスク分担）

- 第5条 本事業範囲における対象施設の運転・維持管理上の責任は、原則として乙が負うものとする。ただし、不可抗力によるものや下水道管理者として甲が責任を負うべきものはこの限りではない。
- 2 甲乙のリスク分担については別紙1のとおりとする。なお、委託契約約款及びこの付加条項（別紙1を除く。）の規定は、別紙1の内容に優先して適用される。

（委託業務）

- 第6条 乙は、本契約書の各条項、要求水準書等に従い、委託業務を誠実に実施しなければならない。
- 2 委託業務の履行にあたり乙が達成しなければならない最低限の水準は、要求水準書等に定めるとおりとする。
  - 3 乙は、本契約書、要求水準書等に特別の定めがある場合、又は甲と乙との別段の協議が成立している場合を除き、委託業務を実施するために必要な一切の手段をその責任において定める。

（自家用電気工作物の保安業務）

- 第7条 要求水準書において、対象施設のうち電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を乙が行うこととしている場合は、当該自家用電気工作物の電気主任技術者は、原則、乙の従業員の中から選任する（ただし、甲が認める場合は、再委託も可とする。）。
- 2 前項の場合において、甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務が適切に行われるよう、次の各号を約する。
    - (1) 設置者（甲）は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあつ

り、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

(2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

(3) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

3 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、甲が別途定める保安規程のほか、自家用電気工作物の保安の確保に係る規程等を遵守しなければならない。

#### (委託料)

第8条 委託料は、固定費と変動費により構成されるものとする。変動費については、雨水ポンプ場の運転に応じて算出されるものとするが、固定費については雨水ポンプ場の運転の変動にかかわらず変動しないものとする。

2 委託料の予定額及び内訳は、別紙2のとおりとする。

3 委託料の見直しは、別紙3により行う。

4 固定費については対象施設運転停止の場合でもこれを支払うものとし、第19条の減額に従う。

5 契約解除等により月の業務期間が1ヶ月に満たないときは、日割計算とする。

#### (委託料の支払方法)

第9条 委託料は暦月ごとに分割して支払うものとし、各月の支払額は当該年度の委託料の予定額を当該年度の委託期間の月数で除して得た額とする。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は当該年度の最後の部分払い金額に合算する。ただし、次の各号の清算がある場合は、当該各号に定める月に清算した額を当該月の支払額とする。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は最後の部分払い金額に合算する。

(1) 変動費の増減に伴う清算（別紙4）

(2) 要求水準等未達時の委託料の減額がある場合の減額（別紙5）

(3) 上記(1)の清算を要するときは、乙は、当該月の委託料の請求までに甲にその額を通知しなければならない。

(4) 上記(2)の清算を要するときは、甲は、当該月の委託料の請求までに乙にその額を通知しなければならない。

#### (委託料の支払手続)

第10条 乙は、毎月の委託業務終了後、その履行を証するため要求水準書に定める月間業務完了報告書を翌月の7営業日以内（土日祝、年末年始を除く）に甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の履行状況を調査し、又は報告を求めることができる。

3 乙は、前2項の規定による検査に合格したのちに、甲に対し委託料の支払を請求する

ものとする。

(特許権等の使用)

第11条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他に日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、本条において「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったことを明らかにしたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案（技術革新）)

第12条 乙は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲に承諾された場合、改良工事、運転の変更等を乙の負担にて行い、その概要を甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、委託料を変更する。

(保険)

第13条 乙は、第三者損害賠償保険等、乙が責を負うべき事由により生じた損害等に対応する保険に加入しなければならない。

- 2 乙は、前項の保険に加入後速やかに、保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(法令変更等)

第14条 乙は、甲が関係機関等との間で締結した協定書、合意書等に定められた事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、新たに関係機関等との間で協定書、合意書等を締結した場合は、その内容を速やかに乙へ通知するものとする。
- 3 本契約締結後に法令変更等が行われ委託業務の実施に追加費用が生じるときは、甲乙協議のうえ、甲が合理的な範囲でこれを負担する。
- 4 法令変更により要求水準書又は業務計画書等の変更が可能となり、係る変更により乙の委託業務実施の費用が減少するときは、甲乙協議により要求水準書又は業務計画書等の変更を行い、委託料を減額するものとする。

(施設の増設、設置及び改築)

第15条 施設の増設、設置及び改築は、甲の責任と負担により実施する。

- 2 乙は、甲が実施する施設の設置、増設及び改築に際し、円滑に進められるよう協力しなければならない。

(不可抗力)

第16条 甲乙いずれかが不可抗力により本契約の履行を継続できなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

2 前項の通知を行った者は、通知日以降に係る不可抗力の事由が止み、本契約の履行の再開が可能となるときまで、本契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方についても同様とする。

(要求水準等の未達の場合の処置)

第17条 乙の業務報告又は甲の実施する履行状況の確認その他により要求水準を満たさないこと(以下「要求水準等未達」という。)が判明した場合には、甲又は乙は速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は原因の究明に努め、要求水準等未達が治癒されるよう、委託業務の改善等を行わなければならない。

2 前項の改善等を行う場合には、乙は方法及び期間等を示した業務改善計画書を甲に速やかに提出し、甲の確認を受けたくえで実施しなければならない。

3 乙は、要求水準等未達を治癒するために補修等が必要な場合は、甲に通知するものとし、甲がこの補修等を行う。ただし、補修等を必要とする原因が乙にある場合は乙の負担において補修等を行うこと。

4 乙は、前項の補修等が完了するまでの期間についても、要求水準等未達が治癒されるよう最大限努力しなければならない。

(委託料の減額等)

第18条 要求水準等未達への対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用を含む。)は全て乙が負担するものとする。ただし、当該要求水準等未達の発生等の原因について、不可抗力、その他下記に示す理由等により、乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにした場合は、当該費用のうち合理的な部分については甲が負担するものとする。

(1) 計画雨水量以上の流入を伴う降雨の場合

(2) その他乙の責に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合

2 前項の費用を甲が負担する場合の方法については、甲乙協議により定めるものとする。

3 要求水準等未達となった場合(乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにした場合を除く。)には、別紙5の「要求水準等未達時の委託料の減額」より委託料を減額するものとする。

4 前項の減額を行う場合において、当該事由に係る委託契約約款第5条の規定は適用しないものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

第19条 甲又は乙は、委託期間内で本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めたときは、相手

方に対して委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、委託期間の残期間が2月以上ある場合でなければこれを行うことができない。
- 3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残期間委託料と変動後残期間委託料との差額のうち変動前残期間委託料の1000分の15を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。
- 4 変動後残期間委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等（別紙3）に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「本契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 予期することのできない特別な事情により、委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。
- 7 前項の場合において、委託料の変更額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

（乙の帰責事項による解除）

第20条 委託契約約款第26条第1項に以下の各号を追加する。

(12) 乙が本契約の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(13) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。

（乙の解除権）

第21条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲の都合による契約内容の変更のため、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。

(2) 契約履行の中止期間が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

- 2 前項により本契約が解除された場合において、乙に損害があるときは、乙は、その損害（ただし、逸失利益は含まない。）の賠償を甲に請求することができる。

（解除違約金等）

第22条 乙は、委託契約約款第24条第1項（前条により追加された各号を含み、本条において同じ。）の規定により本契約が解除された場合は、委託料（契約期間中に支払われる固定費及び変動費の総額で、変動費は想定雨水排除量に基づいて算出される）の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 甲は、前項の規定する違約金を、第3条に規定する保証金をもって充当し、又は、乙の委託料請求権その他甲に対する債権を相殺することにより徴収できるものとし、なお不足があるときはこれを追徴する。
- 3 委託契約約款第24条第1項の規定により本契約が解除された場合において、甲が新たな維持管理体制を構築し引き継ぐまでの間（最大6ヶ月間）は、乙は責任を持って維持管理を継続するものとし、係る費用等の詳細については別途協議する。

#### （違約金の額）

第23条 委託契約約款第31条第1項、第3項、第32条第3項、第33条第4項、及び第34条第1項において、「契約金額の10分の1に相当する額」とあるのは「契約金額の10部の1に相当する額 ただし「契約金額の10分の1に相当する額」1,000万円を上限とする」、委託契約約款第31条第3項において、「契約金額の100分の5に相当する額」とあるのは「契約金額の100分の5に相当する額 ただし、500万円を上限とする」に読み替える。

#### （構成員の責任）

第24条 乙が共同企業体である場合は、乙は、令和 年 月 日協定の乙に係る共同企業体協定書により、この契約を共同連帯して履行するものとする。

#### （代表者の義務）

第25条 前条に規定する場合においては、甲は、催告、監督、指示、委託代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて乙の代表者を相手方とし、乙の代表者へ通知した事項は、すべて他の構成員にも通知したものとみなすものとする。また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

#### （修繕及び更新に係る業務）

第26条 軽微な修繕及び突発的故障修繕について各年度の費用の合計額が100万円（税抜）を超える場合は、甲と乙は当該部分の修繕内容・金額に関して協議し、甲が認める場合には乙は当該部分の修繕を実施し、当該部分の費用に関しては別途清算するものとする。また、各年度の各種修繕費の合計額が100万円を下回る場合も精算対象とするものとする。

- 2 定期修繕及び大規模修繕については、乙は毎年度、次年度修繕計画を作成し、甲と乙はその劣化状況を確認し、当該修繕の必要性等を協議した結果、甲が必要と認めた場合には、甲は当該修繕の予算措置を行い、予算が成立した場合には乙と別途契約を締結することによりができる。

別紙1 責任範囲

表 本業務に係るリスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク負担者	
			甲	乙
制度・法令の変更	1	本委託に直接関わる関係法令・許認可の新設，変更等	○	
	2	上記以外のもの		○
税制変更	3	消費税の変更	○	
	4	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		○
	5	その他，本業務に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○※1	○※1
第三者賠償	6	甲の帰責事由によるもの	○	
	7	乙の帰責事由によるもの		○
	8	施設の瑕疵による事故によるもの		○
	9	施設の劣化及び維持管理の不備によるもの		○
	10	計画雨水量以上の流入を伴う降雨によって生じるもの	○	
	11	上記以外の事由によるもの	○※2	○※2
第三者からの損害	12	甲の帰責事由によるもの	○	
	13	乙の帰責事由によるもの		○
	14	上記以外の事由によるもの	○※2	○※2
住民対応	15	本施設等の維持管理に係る住民苦情・要望に関するもの（要求水準を満たす維持管理を前提とする）	○	
	16	上記以外のもの		○
環境問題	17	乙が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，悪臭等）		○
	18	上記以外のもの	○	
物価変動	19	業務期間内の物価変動に関するもの	○※3	△※3
金利変動	20	乙の借入金に係る金利変動によるもの		○
債務不履行	21	甲の債務不履行により本業務が実施できない場合	○	
	22	乙の業務放棄，破綻等により本業務が実施できない場合		○
	23	乙の債務不履行により本業務が実施できない場合		○
不可抗力	24	天災（暴風，洪水，高潮，地震，その他の異常天災現象），人為的（戦争，テロ，暴動等）等，通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害，修復のため業務実施に遅延，中止等によるもの	○	
要求水準未達	25	維持管理業務における要求水準未達		○
計画変更	26	甲の帰責事由による業務内容及び計画の変更によるもの	○	
	27	乙の帰責事由による業務内容及び計画の変更によるもの		○
維持管理業務の遅延	28	甲の帰責事由による維持管理業務開始の遅延	○	
	29	乙の帰責事由による維持管理業務開始の遅延		○
原料・ユーティリティ	30	電気・上水等の供給停止に関するもの	△※4	○※4
	31	燃料や電気の使用量の変動	○※5	△※5

施設・設備の契約不適合	32	乙が新設した施設・設備等に対して、維持管理業務を行う段階で、契約不適合が見つかった場合		○
施設の損傷	33	乙の帰責事由に伴う事故・火災等による対象施設の損傷等		○
	34	施設・設備の老朽化、通常劣化によるコスト増大		○
維持管理費の増大	35	甲の帰責事由による事業内容・用途の変更による維持管理業務費の増大	○	
	36	計画雨水量以上の流入によるもの	○	
	37	事業者の帰責事由による維持管理業務費の増大		○
技術革新	38	陳腐化による変更コスト、新技術採用に係るコスト		○
業務終了時の手続き	39	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○
業務終了時の施設状態	40	業務終了時の施設・設備に対して、要求水準の未達(引渡条件)		○

凡例)表中「○」印は主たるリスク,「△」は従たるリスクを示す。

※1\_制度の内容に合わせて適切な負担者を決定する。

※2\_発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定する。

※3\_物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、別紙3の規定に従い、委託料を見直す。

※4\_自家発電設備等により通常対応可能な範囲においては、乙の負担とする。通常可能な範囲外の場合は甲が負担する。詳細については、甲乙協議の上決定する。

※5\_別紙3の規定に従い、委託料を見直す。

別紙2 委託料の予定額と支払限度額

想定雨水排除量に基づく各年度の委託料の予定額及び内訳は下表のとおりとする。

(単位：年間想定雨水排除量は $m^3$ ，他は円)

年 度	令和7年度中 供用開始予定	令和8年度	====>	令和27年度	合 計	
年間想定 雨水排除量	※2 〇〇〇〇〇	※1 299,120	※1 299,120	※1 299,120		
支払限度額(税込)	合計額の 約〇%	合計額の 約〇%	合計額の 約〇%	合計額の 約〇%		
固 定 費	運転管理等業務費					
	その他業務費（法定・ 定期点検，特別清掃・ 剪定・除草，浚渫等）					
	電気料金 （基本料金）					
	消耗品費					
変 動 費	軽微修繕費					
	運転管理費（緊急指 示出動）※3					
	ユー ティ リテ ィー 等費	電気 （電力量料金 等）※4				
		上水				
	燃料					
①業務原価（上記小計）						
②諸経費						
業務価格（①+②）						
消費税等相当額						
合 計						

※1 年間想定雨水排除量は，下記ア．イ．の合計とする。

ア．10mm/時間を超える降雨を対象とした年間雨水排除量 126,335 $m^3$ /年

イ．10mm/時間未満の降雨を対象とした年間雨水排除量 172,785 $m^3$ /年

- ※ 2 供用開始年度の想定雨水排除量は下記による。  
(※ 1 年間想定雨水排除量÷365)×(供用開始日から当該年度末までの日数)
- ※ 3 防災指令に伴う出動については、5回/年程度、緊急運転に伴う出動は、9回/年程度を見込んでいる。
- ※ 4 電力量料金等には、燃料調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む。

### 別紙3 委託料の見直し（第19条）

#### 1 見直しの対象

委託料について一定以上の物価変動が生じた場合、当該年度の翌年度以降の委託料の年額を見直すことができる。

また、見直しは、委託料のうち消費税及び地方消費税を除いた部分を対象として行う。

#### 2 見直しの条件

委託料を構成する費用項目に対応した指標の変化率及び各費用項目の費用から算出される物価変動による当該年度の翌年度以降の委託料の変動率が±1.5%を超える場合に見直しを行うものとする。

#### 3 物価変動の指標

費用項目に対応した物価変動の指標は次のとおりとする。

なお、各指標は、当該年度の9月30日時点で入手できる最新の数値による直近12か月の平均値とする。

表 3-1 変動費及び固定費の物価変動指標

	費用項目	物価変動指標
変動費	電力費 <sup>※1</sup>	①各年度の9月30日までの直近12ヶ月に受注者が請求された電気料金（基本料金を除く電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額とする。）の総額を当該請求期間における受注者の使用電力量で除した数値 ②契約電力会社との電気料金改定において、電気料金改定時までの直近12ヶ月の電気料金の総額を当該請求期間における受注者の使用電力量で除した数値
	補助燃料費	日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/該当する燃料種類の確報値
	水道	各年度の9月末日までの直近12か月に委託者が請求された水道料金（基本料金分は含まず、従量料金分のみとする。）の総額を当該請求に係る期間における委託者の使用水量の総量で除した数値
	その他費用（上記を除く全ての費用）	日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税を除く企業向けサービス価格指数/下水道・廃棄物処理/下水道の確報値
固定費	人件費	毎月勤労統計調査/産業別賃金指数（現金給与総額）/調査産業計（厚生労働省大臣官房統計情報部）
	その他（外部委託業務費、諸経費）	企業向けサービス価格指数/下水道・廃棄物処理/下水道（日本銀行調査統計局）

※1\_電力費は、①又は②の変動率の絶対値が大きい方を指標値として採用する。

#### 4 指標の変化率

各費用項目に対応する指標の変化率は、以下の数式により算出する。

(変化率) = 当該年度の指標 / 前回見直し時の指標

変化率：各費用項目に係る変化率（小数点第2位未満切り捨て）

当該年度の指標：各費用項目に係る当該年度の指標の直近の12ヶ月平均値

前回見直し時の指標：各費用項目に係る前回見直し時の指標（初回の見直しにおいては入札時の直近の12ヶ月平均値）

※電力費については3の表に記載した指標を基に、別途算出する。

#### 5 当該年度の翌年度以降の委託料

次式に従って変化率により各費用項目の当該年度の翌年度以降の年額を算出し、その合計をもって当該年度の翌年度以降の委託料の年額を算出する。

なお、金額については、千円未満切捨てとする。

$$Y = X \times (\text{変化率})$$

Y：見直し後の当該年度の翌年度以降の各費用項目の年額

X：見直し前の当該年度の翌年度以降の各費用項目の年額

上式により算出した各費用項目のYの合計額と、各費用項目のXの合計額との差額が、後者の±1.5%を超える場合は、当該年度の翌年度以降の委託料としてYの合計額を採用するものとし、各費用項目の見直しを行う。

また、上記差額が±1.5%を超えない場合は、当該年度の翌年度以降の委託料はXの合計とし、見直しは行わない。

#### 6 見直し時期

毎年10月に翌年4月から始まる次年度の委託料を見直しについて協議するものとする。

本協議のため、乙は必要な期間における企業物価指数について調査し、甲に提出するものとする。

#### 7 例外的な見直し方法の採用

委託料を構成する費目のうち、1.による見直し方法が適当でないとして甲が認めた費目については、甲と乙が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

## 別紙4 変動費の精算方法

### 1 運転管理費（緊急時出動）

運転管理費に係る精算方法は、以下のとおりとする。

甲の想定：計14回（防災指令5回，緊急出動9回）

なお，甲の想定に対して，1割以上（2回以上）の増減が発生した場合には，精算を行う。

精算の方法は，増減回数に公共工事設計労務単価（兵庫県）の電工単価を乗じて増減を行う。

また，電工単価には，「下水道施設維持管理積算要領-日本下水道協会-」の補正率を適用するものとし，出動体制については，契約時に甲乙の協議による。

### 2 電力費，燃料費等の精算

変動費に係る精算方法は，以下のとおりとする。

なお，変動費として精算対象となる項目は，別紙3の表3-1の費目のとおりとする。

電力費及び燃料費等，変動費として精算する項目については，以下の算出式において委託料を精算する。ただし，想定雨水排除量と実績雨水排除量の差が1割以上発生した場合とし， $\text{km}^3$ 未満を切捨てとする。

本市が想定する年間雨水排除量（2015年をモデル降雨に設定）は，神戸降雨データを基に算出した以下の数値とする。

ア．10mm/時間を超える降雨を対象とした年間雨水排除量  $126,335\text{m}^3/\text{年}$

イ．10mm/時間未満の降雨を対象とした年間雨水排除量  $172,785\text{m}^3/\text{年}$

なお，便宜上アの運転は，エンジンポンプ等，イの運転は電動ポンプと設定する。

契約交渉時には，甲乙の協議により，前提となる電動ポンプとエンジンポンプ等の運転切替えを行う降雨強度，ポンプの仕様・能力並びに年間雨水排除量を基に各年度の見積金額の内訳（燃料費及び電力費）を見直し，精算対象の基準となる雨水排除単価（燃料費及び電力費）を決定する。

#### ①エンジンポンプ等の燃料費の精算方法

見積額（燃料費） $\div$ 想定雨水排除量（運転切替え降雨強度10mm/時間超）

=雨水排除単価（1）

燃料費の支払額の総額は，以下のとおりとする。

{雨水排除単価（1） $\times$ 実績雨水排除量<sup>\*1</sup>=各年度の支払額（燃料費）

## ②電動ポンプ等の電力費の精算方法

見積額（電力費）÷想定雨水排除量（運転切替え降雨強度10mm/時間未満）  
＝雨水排除単価（2）

電力費の支払額の総額は、以下のとおりとする。

{雨水排除単価（2）×実績雨水排除量<sup>※1</sup>＝各年度の支払額（電力費）

※1\_実績雨水排除量の求め方は、原則雨水ポンプの運転時間にポンプの能力を乗じたものとするが、詳細については、甲乙協議の上、決定する。

以下に変動費（燃料費及び電力費）の精算例を示す。

### ①エンジンポンプ等の燃料費の精算方法

仮に、本市が想定する運転切替えの降雨強度とポンプ仕様・能力が同じだった場合には、以下のような試算となる。

各年度の見積額148,000円（仮）÷126,335m<sup>3</sup>/年＝1.17円/m<sup>3</sup>（雨水排除単価（1））  
{1.17円/m<sup>3</sup>×152,000m<sup>3</sup>/年（実績雨水排除量（仮））}＝177,840円/年

### ②電動ポンプの電力費の精算方法

仮に、本市が想定する運転切替えの降雨強度とポンプ仕様・能力が同じだった場合には、以下のような試算となる。

各年度の見積額210,500円（仮）÷172,785m<sup>3</sup>/年＝1.22円/m<sup>3</sup>（雨水排除単価（2））  
{1.22円/m<sup>3</sup>×195,000m<sup>3</sup>/年（実績雨水排除量（仮））}＝237,900円/年

## 3 水道費等の精算

水道費等の精算は、甲乙の事前協議により決定する。

## 4 軽微な修繕及び突発的故障修繕の精算

軽微な修繕及び突発的故障修繕の精算は、第26条の第1項による協議により決定する。

## 別紙5 要求水準等未達時の委託料の減額（第18条）

要求水準書に規定する要求水準を達成できなかった場合において委託料を減額する額は、下記の式により算定する。当該金額に1円未満の端数があるときは切捨てとする。下記清算の方法は「甲が改善したことを確認した日」の属する月の支払額と相殺し減額清算する。

$$\text{減額する額} = (\text{運転管理等業務費他}) \times (\text{要求水準未達日数}) \div 365$$

ここで、

運転管理等業務費他：別紙2に記載(当該年度の運転管理等業務費とその他業務費の合計額)

要求水準未達日数：要求水準未達が発生した日から再び要求水準を満足した運転ができるよう回復したことを甲が確認した日の前日までの日数